

浜田市上下水道事業管理告示第 18 号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 235 号）第 5 条の規定により、賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示します。

令和 7 年 8 月 8 日

浜田市長 久保田 章 市

1 賦課対象区域

浜田市三隅町三隅 1004 番

2 賦課対象区域に関する図書の縦覧場所

浜田市上下水道部下水道課

浜田市特定環境保全公共下水道事業（三保三隅処理区）

三保三隅処理区 A=110.05 ha
事業計画区域 A=110.05 ha

位置詳細図

凡例	
色	説明
緑	緑地
黄	農地
白	水域
青	河川

凡例	
記号	名称
—	行政区域界
---	都市計画区域界
—+—	全体計画区域
—	事業計画区域
—	幹線管渠
—	終末処理場
●	理法基準点
—	事業計画変更前

浜田市特定環境保全公共下水道事業（三保三隅処理区）	
下水道計画一般図	
浜田市上下水道部下水道課	S=1:10,000

位置詳細図

